

令和 7 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会
臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5月8日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
臨時議長の紹介	5
写真撮影の許可について	5
執行機関の課長等の紹介	5
開会の宣告	8
開議の宣告	8
議事日程の報告	8
仮議席の指定について	8
議長の選挙について	8
議長当選承諾及び挨拶	10
副議長の選挙について	11
副議長当選承諾及び挨拶	12
議席の指定について	13
会議録署名議員の指名	13
会期の決定について	14
常任委員の選任について	14
議長の常任委員の辞任について	15
議会運営委員の選任について	16
宮古地区広域行政組合議会議員の選挙について	16
岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	19

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
・承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め ることについて	
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
・承認第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に関 し承認を求めることについて	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
・同意第1号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて	
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
・同意第2号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて	
広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について	29
議会運営委員会の閉会中の継続調査について	30
令和7年度議員派遣について	30
閉会の宣告	31
署名	33

令和 7 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日	令 和 7 年 5 月 1 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 7 年 5 月 8 日 午 前 1 0 時 1 0 分				
	閉 会	令 和 7 年 5 月 8 日 午 後 2 時 5 9 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	大 山 幸 真	○	9	林 崎 竟 次 郎	○
	2	裊 地 照 夫	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	菊 池 孝 広	○	1 1	三 田 地 泰 正	○
	4	千 葉 泰 彦	○	1 2	三 田 地 久 志	○
	5	佐 藤 安 美	○	1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	小 松 ひ と み	○			
	7	畠 山 昌 典	○			
	8	畠 山 和 英	○			

会議録署名議員	1 番	大 山 幸 真	2 番	巖 地 照 夫
	3 番	菊 池 孝 広		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	局 長 補 佐	石 黒 保 幸
	主 任	川 崎 久 美 子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	巖 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 訓 一
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課 総 括 室 長	中 村 芳	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	佐々木 規 雄	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	小野寺 一 徳		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和7年第3回岩泉町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和7年5月8日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

日程第3 選挙第2号 副議長の選挙について

日程第4 指定第1号 議席の指定について

日程第5 会議録署名議員の指名

日程第6 会期の決定

日程第7 選任第1号 常任委員の選任について

日程第8 議長の常任委員の辞任について

日程第9 選任第2号 議会運営委員の選任について

日程第10 選挙第3号 宮古地区広域行政組合議会議員の選挙について

日程第11 選挙第4号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第12 承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第13 承認第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算(第12号)の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第14 同意第1号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第15 同意第2号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第16 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

(広報広聴常任委員長申し出)

日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について (議会運営委員長申し出)

日程第18 令和7年度議員派遣について

閉会の宣告

◎臨時議長の紹介

○事務局長（中川原克彦君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うこととなっております。

年長の三田地泰正議員をご紹介申し上げます。

三田地泰正議員、どうぞ議長席にお着き願います。

○臨時議長（三田地泰正君） ただいまご紹介をいただきました三田地泰正でございます。地方自治法第107条の規定によりまして臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎写真撮影の許可について

○臨時議長（三田地泰正君） 開会に先立ちまして申し上げます。

議会だより等の取材のため、本会議の状況について議会事務局職員及び町職員が写真撮影することを許可しておりますので、ご了承願います。

傍聴人のうち、報道機関から会議の撮影等の申出がありますので、これを許可します。

なお、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

◎執行機関の課長等の紹介

○臨時議長（三田地泰正君） お諮りをします。

この際、執行機関の課長等の紹介をさせたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

課長等の紹介をお願いいたします。

三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、初議会のこの場をお借りいたしまして、本会議に

出席します各課長の紹介をさせていただきます。席順に自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、日吉理地域整備課長は、本日福島県で開催されております国道協議会に出張のため欠席となっておりますが、地域整備課からは中村芳総括室長が代理出席となっております。地域整備課では、道路関係あるいは住宅関係の担当課となっております。私のほうからご紹介させていただきます。

それでは、政策推進課長からお願いいたします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 政策推進課長の佐々木真です。議会議員の皆様におかれましては、新しい方もおいでですが、改めましてどうぞよろしくお願いいたします。政策推進課の業務、今年度について若干ご報告をさせていただきたいと思っております。新たなものとして、未来づくりプラン、これが来年度終了の年になります。ですので、新しいまちづくり総合計画を今年度、来年度で策定を進める予定でございますので、ご意見を賜りたいと思っております。また、引き続きですが、ふるさと納税、それから企業誘致、あとは交通政策、こういったのも力を入れてまいります。あと、去年から力を入れて進めておりますが、再生可能エネルギーの分野では地域新電力、こちらのほうの立ち上げに向けて今年度は動いてまいりたいと思っております。あと、今年度は国勢調査の年にもなっておりますので、そういったのも進めてまいります。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

○会計管理者兼税務出納課長（三上訓一君） 会計管理者兼税務出納課長の三上訓一と言います。私もこの4月からの着任となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○消防防災課長（佐々木規雄君） 皆さん、おはようございます。消防防災課長の佐々木規雄と言います。よろしくお願いいたします。消防防災課は、ご存じのとおり、地域防災、消防団活動に関することを主に担っておりますので、皆様のご理解の上に進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○危機管理課長（佐々木 章君） 危機管理課長の佐々木章と申します。安全、安心で防災力の強いまちづくりを引き続き進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育次長（小野寺一徳君） 教育次長の小野寺一徳と申します。本年の4月に着任しております。町の教育行政の運営に努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○町民課長（佐藤哲也君） 町民課長の佐藤哲也と申します。町民課、こちらのほうでは戸籍住民室、国保年金室、そして地域福祉室、生活衛生室、4つの室を担当させてもらっております。内容としましては、町民の皆様の日頃の生活に密着した業務の内容となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 健康推進課長の三浦政宏と申します。今少子高齢化の波が押し寄せております。この波を乗り切るため、議員の皆様方のお力添えをいただきながら、何とか乗り切っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 農林水産課長の佐々木忠明と申します。1次産業全般を担当させていただいております。農林水産業は、町の基幹産業であると考えていますので、議員の皆様のご意見を賜りながら、これから元気のある1次産業にしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 経済観光交流課の佐々木修二です。よろしくどうぞよろしくお願いいたします。経済観光交流課では、交流人口の拡大による経済の振興を今進めているところでございます。課長2年目でございます。今までの経験を生かしながら、さらなる経済力の発展に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道課長（山岸知成君） 上下水道課長の山岸知成と申します。どうぞよろしくお願いいたします。上下水道課は、その名のとおり、上下水道の管理あるいは料金徴収等を担当してございますけれども、それ以外にも浄化槽の支援であるとか、あるいは組合水道、個人水道の支援等々も担当してございます。相談等がある場合もありますので、その際には連携していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（三田地泰正君） これで課長等の紹介を終わります。

これから本会議に入るわけではありますが、付議事件の議会構成に関わるもので、長い時間を要すると思われま。当局の提案事件の審査時間になりましたらば出席要求しますので、それまでの間、当局の課長等は退席をお願いいたします。

〔課長等退席〕

○臨時議長（三田地泰正君） なお、町長、副町長、教育長には、議長、副議長の選挙後

に就任の挨拶がありますので、これが終わるまでの間、出席をお願いします。

◎開会の宣告

○臨時議長（三田地泰正君） ただいまから令和7年第3回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時10分）

◎開議の宣告

○臨時議長（三田地泰正君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（三田地泰正君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（三田地泰正君） 議事日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

ここで臨時の議員会議開催のため暫時休憩します。

休憩（午前10時11分）

再開（午前10時24分）

○臨時議長（三田地泰正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議長の選挙について

○臨時議長（三田地泰正君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（三田地泰正君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項及び議会の運営に関する基準第47の規定によって、立会人に1番、大山幸真さん、2番、裊地照夫さんを指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○臨時議長（三田地泰正君） 投票は単記無記名です。

同じ氏の議員が2名以上いる場合に、氏だけ記載したものは被選挙人を確認できないものとして無効となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（三田地泰正君） 配付漏れなしと認めます。

それでは次に、投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○臨時議長（三田地泰正君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員より順次議長席に向かって右側から登壇の上、投票願います。どうぞ。

〔投票〕

○臨時議長（三田地泰正君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（三田地泰正君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票は終わりました。

これより開票を行います。大山幸真議員、裊地照夫議員、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（三田地泰正君） 開票が終わりましたので、ここで投票結果につきまして、議会事務局長より報告をいたさせます。

○事務局長（中川原克彦君） それでは、投票結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票。

有効投票のうち

八重樫龍介議員 7票

畠山和英議員 5票

以上でございます。

なお、この選挙の法定得票数は3票でございます。

報告を終わります。

○臨時議長（三田地泰正君） ただいま当選結果が報告されました。

したがって、議長に当選されましたのは八重樫龍介議員でございます。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議長当選承諾及び挨拶

○臨時議長（三田地泰正君） ただいま議長に当選された八重樫龍介議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知を行います。

当選人の当選承諾及びご挨拶をお願い申し上げます。どうぞ。

○議長（八重樫龍介君） 今回、皆様のご推挙を頂戴し、岩泉町議会議長に就任いたしました八重樫龍介です。心から感謝を申し上げる次第でございます。私自身限りなく光栄に存じます。そして、その責任の重さを改めて感じております。私は、円滑な議会運営を行い、さらなる活性化に努めてまいる所存でございます。地方自治は、二元代表制において、議会と執行部は共に切磋琢磨し、町民の福祉の向上に努めていかなければならないと考えております。

結びに、皆様のご指導、ご鞭撻、そしてご協力をお願い申し上げ、議長就任の挨拶といたします。何とぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（三田地泰正君） それでは、八重樫新議長は議長席にお着きをお願いします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

〔臨時議長、議長と交代〕

○議長（八重樫龍介君）　ここで臨時の議員会議開催のため暫時休憩といたします。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時54分）

○議長（八重樫龍介君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎副議長の選挙について

○議長（八重樫龍介君）　日程第3、選挙第2号　副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（八重樫龍介君）　ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項及び議会の運営に関する基準第47の規定によって、立会人に3番、菊池孝広さん、4番、千葉泰彦さんを指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○議長（八重樫龍介君）　投票方法は、議長選挙と同じであります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（八重樫龍介君）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員より順次議長席に向かって右側から登壇の上、投票を願います。

〔投票〕

○議長（八重樫龍介君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。菊池孝広さん、千葉泰彦さん、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（八重樫龍介君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロでございます。

有効投票のうち

三田地久志さん 8票

畠山昌典さん 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、三田地久志さんが副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎副議長当選承諾及び挨拶

○議長（八重樫龍介君） ただいま副議長に当選された三田地久志さんが議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって副議長の当選の告知をいたします。

当選人、三田地久志さんの副議長当選承諾及びご挨拶をいただきます。

三田地久志さん、よろしく願いいたします。

○副議長（三田地久志君） 三田地久志でございます。ただいまは、皆様から選任いただきまして大変ありがとうございます。議長を支えるというのは当然のことではありますが、これからの本当の岩泉町議会をどうしていくのか、そして私たちの住むこの岩泉をどうしていくのか。真剣になって、議員の皆さん13人のほかにも、町民の皆さん7,800人いるわけですから、その人たちの意見もきちんと拾って町政に反映していくような、そういう議会運営にしていきたいというふうに思っております。

我々が今選挙で議長、副議長行いましたが、選挙が終わった後はノーサイドでございます。これからどうやっていくのかということ、選挙のことはもう本当にノーサイドで前に進むと。そのことが岩泉町、町民にとって本当にいいことになるように、皆さんとともに議会活動をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） 町長、副町長、教育長には、当局の提案事件の審議時間になりましたら出席要求をいたしますので、それまでの間退席をお願いいたします。

〔町長 中居健一君退席〕

〔副町長 三浦英二君退席〕

〔教育長 巖岩千裕君退席〕

○議長（八重樫龍介君） ここで臨時の議員会議開催のため暫時休憩いたします。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時38分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議席の指定について

○議長（八重樫龍介君） 日程第4、指定第1号 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長より指定いたします。これより指定第1号を配付させます。

〔資料配付〕

○議長（八重樫龍介君） お手元に配付いたしましたとおり議席を指定いたします。

なお、本日の会議においては、今お座りの座席といたしますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八重樫龍介君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、大山幸真さん、2番、裊地照夫さん、3番、菊池孝広さんを指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（八重樫龍介君） 日程第6、会期決定の件を議題にいたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日1日間にし
たいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定いたしました。

◎常任委員の選任について

○議長（八重樫龍介君） 日程第7、選任第1号 常任委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により議長において指名しま
す。

総務常任委員は、三田地泰正議員、三田地久志議員、八重樫龍介議員、畠山昌典議員、
千葉泰彦議員、菊池孝広議員、裊地照夫議員の7名を指名します。

産業常任委員は、合砂丈司議員、林崎竟次郎議員、畠山和英議員、小松ひとみ議員、
佐藤安美議員、大山幸真議員の6名を指名します。

広報広聴常任委員は、林崎竟次郎議員、畠山昌典議員、小松ひとみ議員、菊池孝広議
員、裊地照夫議員、大山幸真議員の6名を指名いたします。

次に、議長の常任委員の辞任の件でございます。通例により議長は総務常任委員を辞
任いたしたく、申出いたします。

本件は、私の一身上に関する事件ですので、地方自治法第117条の規定によって退場い
たします。

副議長、よろしく願いいたします。

〔議長 八重樫龍介君退場〕

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（三田地久志君） ただいま議長が退場しましたので、地方自治法第106条の規定により議長の職務を代わって行います。

◎議長の常任委員の辞任について

○副議長（三田地久志君） 日程第8、議長の常任委員の辞任の件を議題とします。

議長から、通例により総務常任委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務常任委員の辞任を許可することに決定しました。

それでは、八重樫議長の入場を求めます。

〔議長 八重樫龍介君入場〕

○副議長（三田地久志君） 議長を交代します。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（八重樫龍介君） ここで各常任委員会の正副委員長の互選のため休憩します。

なお、総務常任委員は議員控室に、産業常任委員は事務局小会議室にご参集願います。

総務、産業両常任委員会終了後、広報広聴常任委員は事務局小会議室にご参集願います。

休憩（午前11時45分）

再開（午後 零時09分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選の結果が議長宛てに提出されましたので、ご報告申し上げます。

総務常任委員会委員長、千葉泰彦さん、副委員長、菊池孝広さん。

産業常任委員会委員長、畠山和英さん、副委員長、大山幸真さん。

広報広聴委員会委員長、畠山昌典さん、副委員長、小松ひとみさん。

以上でございます。

◎議会運営委員の選任について

○議長（八重樫龍介君） 日程第9、選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

ここで臨時の議員会議開催のため暫時休憩します。

休憩（午後 零時11分）

再開（午後 零時20分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

それでは、議会運営委員の選任について、委員会条例第7条第2項の規定により議長において指名します。

議会運営委員は、三田地久志さん、三田地泰正さん、林崎寛次郎さん、畠山和英さん、畠山昌典さん、千葉泰彦さんの6名を指名します。

ここで議会運営委員会の正副委員長の互選のため休憩いたします。

なお、議会運営委員は事務局小会議室にご参集願います。

休憩（午後 零時23分）

再開（午後 零時33分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選の結果が議長宛てに提出されましたので、ご報告申し上げます。

委員長、三田地泰正さん、副委員長、畠山和英さん。

以上でございます。

◎宮古地区広域行政組合議会議員の選挙について

○議長（八重樫龍介君） 日程第10、選挙第3号 宮古地区広域行政組合議会議員の選挙を行います。

宮古地区広域行政組合同規約第5条の規定により、岩泉町議会議員の中から同組合議会議員3人を選挙するものであります。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（八重樫龍介君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項及び議会の運営に関する基準第47の規定によって、立会人に5番、佐藤安美さん、6番、小松ひとみさんを指名いたします。

念のため申し上げます。投票方法等は、今までの例と同じです。

投票用紙の配付を行います。よろしく申し上げます。

〔投票用紙の配付〕

○議長（八重樫龍介君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（八重樫龍介君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員より順次議長席に向かって右側から登壇の上、投票願います。

〔投票〕

○議長（八重樫龍介君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。佐藤安美さん、小松ひとみさん、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（八重樫龍介君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち

合砂丈司議員	4 票
小松ひとみ議員	3 票
袈地照夫議員	3 票
大山幸真議員	3 票

法定得票数は2票でございますので、いずれも超えております。

3者の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準じて、くじで当選人を決定することになっております。

立会人は、佐藤安美議員、小松ひとみ議員が議場におられますので、立会人をお願いします。

ここで小松議員はくじを引かれることですので、畠山昌典議員と立会人を交代いたします。

それでは、ただいまから小松ひとみ議員、袈地照夫議員、大山幸真議員3名にくじを引いてもらいます。3名は、くじの用意されているところにご登壇願います。

立会人の佐藤安美さんと畠山昌典さんも立会いをお願いいたします。

なお、くじはくじ棒で行います。くじを引く前にくじ棒入れに何も入っていないことを立会人及びくじを引く者は確認願います。

〔くじ箱の点検〕

○議長（八重樫龍介君） 次に、くじ棒3本を立会人及びくじを引く者は確認願います。

〔くじ棒の点検〕

○議長（八重樫龍介君） それでは、ただいまからくじを引く順序を決めるくじを行います。仮議席の順にくじ棒を引いてください。大山幸真さん、袈地照夫さん、小松ひとみさんの順に、くじ順を決める仮のくじ順番でございます。

〔くじ引〕

○議長（八重樫龍介君） くじ棒を引く順序が決定しましたので、報告します。

まず、1番を引いたのは裈地議員、次に2番を引いた大山議員、そして3番目が小松議員でございます。

ただいまの順序により当選人を決定するくじ引を行います。それでは、お願いします。

〔くじ引〕

○議長（八重樫龍介君） くじ棒の結果、お二方で小松ひとみ議員、裈地照夫議員が当選人と決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（八重樫龍介君） ただいま宮古地区広域行政組合議会議員に当選されました合砂さん、小松さん、裈地さんの3名が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◎岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（八重樫龍介君） 日程第11、選挙第4号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

岩手県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、岩泉町長及び岩泉町議会議員の中から同広域連合議会議員1人を選挙するものであります。

なお、町長より、候補者となることを辞退する旨の申出を受けていることを報告いたします。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（八重樫龍介君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項及び議会の運営に関する基準第47の規定によって、立会人に8番、畠山和英さん、12番、三田地久志さんを指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○議長（八重樫龍介君） 念のため申し上げます。投票方法等は、今までの例と同じでござ

ざいます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（八重樫龍介君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員より順次議長席に向かって右側から登壇の上、投票を願います。

〔投 票〕

○議長（八重樫龍介君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。畠山和英さん、三田地久志さん、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（八重樫龍介君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票。

有効投票のうち

林崎竟次郎議員 1 1 票

小松ひとみ議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票でございます。したがって、林崎竟次郎さんが当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（八重樫龍介君） ただいま岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されま

した林崎竟次郎さんが議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

ここで昼食のため2時30分まで休憩いたします。

休憩（午後 零時58分）

再開（午後 2時30分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

議案は、お手元に配りましたとおりでございます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第12、承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

岩泉町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年5月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、岩泉町税条例の一部を改正する条例を設け及び同日から施行する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、岩泉町長、中居健一。

今回の改正でございますが、地方税法をはじめとする関係法令等の改正に伴います本町税条例の改正でございます。併せて条ずれ、文言の修正等、所要の整理も行うものでございます。

改正文の文言だけでは分かりにくく、9ページからの参考資料1の新旧対照表も多数のページにわたるものでありますことから、最後の21ページに参考資料2としまして今回の改正内容を要約した資料をおつけしております。その資料により主な改正内容をお伝えいたします。

まず、町民税でございますが、第35条の2で、大学生年代の子等に係る新たな所得控除として、特定親族特別控除額を追加するための改正を行うものでございます。

次に、軽自動車税関係でございますが、第79条第1号ウで、原動機付自転車のうち、2輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円と規定するものであります。

最後に、国民健康保険税関係でございますが、基礎（医療給付費分）課税限度額及び基礎（医療給付費分）減額限度額を1万円引き上げ、後期高齢者支援金等課税限度額及び後期高齢者支援金等減額限度額を2万円引き上げ、全体で109万円とする改正を行うこと。また、減額措置に係る軽減判定額所得の基準額について、5割軽減世帯は1万円引き上げ、30万5,000円、2割軽減世帯は1万5,000円引き上げ、56万円とする改正を行うものであります。

以上が今回の改正の概要でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第13、承認第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に関し承認を求めることについて議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和7年5月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第12号）。

令和6年度岩泉町の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,799万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億1,815万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、岩泉町長、中居健一。

今回の補正予算につきましては、さきの3月25日の町議会第2回臨時会で副町長から

お伝えしていましたが、岩泉ホールディングス株式会社より、酪農家と畑わさび農家に対する支援として指定寄附の申出があり、また未確定であった歳入予算の地方譲与税等の確定をもって、令和7年3月31日付で令和6年度の最終補正予算を専決処分したものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。15ページをお開き願います。15ページ、2款1項3目財政管理費ですが、24節積立金に公共施設等整備基金積立金4億1,649万7,000円、ふるさとづくり基金積立金1,500万円の増額補正予算を計上しております。これは、先ほど申し上げた岩泉ホールディングス株式会社から、酪農家と畑わさび農家に対するブランド強化と活性化につながる事業に活用してほしいという指定寄附を翌年度事業に生かすためのふるさとづくり基金への積立て、また本補正予算の収支調整及び先の事業推進を見据えた公共施設等整備基金への積立てを行っております。

次のページ、16ページ、5款2項2目林業振興費では、24節積立金に歳入の森林環境譲与税と同額の361万9,000円の積立て予算を増額補正しております。

また、同ページ、6款1項4目観光施設費では、12節委託料で、ふれあいらんど岩泉指定管理料の事業精算として287万6,000円を増額補正しております。その他の項目は、歳入予算の補正に伴う財源の充当替えとなっております。

以上が歳出補正予算であります。

続きまして、歳入をご説明いたします。未確定であった譲与税、交付金及び町債の確定並びに災害復旧費の財源調整となっておりますが、大きいものは11ページ、10款1項1目2節特別交付税4億742万7,000円の増額補正となっております。これは、昨年8月の台風災害対応分が算定増の大きな要因と思われま。

以上で歳入補正予算の説明を終わります。

最後に、6ページにお戻り願います。6ページ、第2表、地方債補正であります。4つの起債の種別について補正を行いまして、補正後の限度額の総額を9億8,750万円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、三田地泰正さん。

○11番（三田地泰正君） 資料で11ページの交付税、地方交付税。これ今説明がありましたように、ホールディングスのほうから町のほうに多額の寄附があって、それから酪農家とワサビ農家の支援を考えているというふうな、目的で使ってほしいというような要請があったと聞いているのですが、今の段階で町としてどのような支援策を考えているのかお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 岩泉ホールディングスさんのほうから1,500万円、酪農に対して1,000万円、ワサビの生産振興に対して500万円という形で指定寄附をいただいております。岩泉ホールディングスさんが営業活動等で汗を流して得た利益の中から、町のほうでは町の生産振興につなげていただきたいということでもらったお金でございますので、私たちといたしましては岩泉ホールディングスさんの意向を酌みながら、町としてどのような施策を組んでいくことで酪農の振興、ワサビ生産の振興につながるかというものをじっくりとやっぱり考えていく必要があるものと考えてございます。

酪農につきましては、座談会等で酪農家の皆様からの意見等も、意見交換もさせてもらっておりますので、そういった内容を踏まえて町のほうで内容を吟味していきたいと思っておりますし、ワサビの生産振興につきましては、今までもワサビの生産に対して支援体制を組んできたところではございますが、その中でも今後やはり生産拡大というのが町の一つの大きなテーマでもございますし、6次産業化にもつながる部分であると考えておりますので、どこを強化したり、どの辺を支援したならば生産の拡大につながるかというのを庁内のほうでじっくり煮詰めた形で生産者の皆さんと協議してまいりたいと思っておりますので、今度の6月の補正予算等にはちょっと間に合わないかもしれませんが、いずれ年内に方向を定めて、皆さんのほうに、議員の皆様にはお示ししたいなというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、酪農の生産振興、あとはワサビの生産拡大、そういった方向で使い道としては考えているところでございます。

○議長（八重樫龍介君） 三田地泰正さん。

○11番（三田地泰正君） 担当課とすれば、今の現場の意向を踏まえながら、時間をかけ

てというような話があったのですが、ところが現状の今の酪農家の方々は、もう昨年の高温、干ばつによりまして、ほとんど乾草の収量が減ったり、あるいはまた輸入している飼料が高止まりして、今大変な厳しい経営を迫られているのも事実でございますので、できるだけ早く、できれば現物支給を念頭に置きながら対応していただきたいというような声が非常に多かったので、この点についても頭に置きながら、いずれ年内とかでなくて、できるだけ早い時期に対応をぜひしていただきたいというのが現場の声でございますので、この点はひとつ念を押しておきますが、何とか努力していただきたい、このように考えております。

それから、ワサビの関係者からお聞きしますと、いわゆる生産したものがなかなか高く買ってもらえないというような話もありますので、やはり今賃金なり物価が高騰しておりますが、少しでも現状の価格より買取り価格を上げてほしいというような声もありますので、この点についても留意していただきながら、何とか早急な対応をしていただくように、改めてお聞きしますので、その点についてお伺いをします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 酪農につきましても、ワサビにつきましても、やはり早急な対応を求められているのはそのとおりかと存じます。ただ、毎年いただけるような寄附でもございませんので、できるだけ町としては有効に活用して、今後の持続する産業のための使い道を考えてございますので、その辺をご理解いただきたいと思っております。

また、ワサビの価格につきましてもですが、毎年農家の皆さんと生産組合と加工業者との間で6月頃、価格交渉というものが行われることとなってございますので、そこに町のほうではなかなか介入することはできない部分ではありますけれども、加工業者との意見交換も町のほうでは年に数回ほどさせていただいておりますので、その中でもやはりそういった生産現場の現状等々を訴えていながら、そういった価格の高騰分を付加していただけるような話合いのほうには持っていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから承認第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第14、同意第1号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 同意第1号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、箱石憲市。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

令和7年5月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町監査委員箱石憲市が、令和7年5月10日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに、参考資料として略歴書をおつけしております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提出者の説明が終わりました。

これから同意第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第15、同意第2号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 同意第2号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、坂本昇。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

令和7年5月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町監査委員坂本昇が、令和7年4月30日をもって任期満了となったことに伴い、新たに選任しようとするものである。

次のページに、参考資料として略歴書をおつけしております。よろしくご審議のほど

お願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提出者の説明が終わりました。

これから同意第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

どうぞ、三田地泰正さん。

○11番（三田地泰正君） ささいなことで全く申し訳ないのですが、提案理由の中で、1号議案については同じ人を提案するので、同人をとということで、そのとおりでと思うのですが、今回のこの同意の2号は新たにということをやっているのですが、この違いはどのように理解したらいいのかお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） 同意第2号の坂本昇前監査委員ですけれども、今まで議会からの選任ということで、議選のほうで、議員の任期とともに4月30日をもって任期のほうで満了しております。今回からは、3月の定例会のときに議員発議で出させていただきました識見の監査委員が2人になるということで、坂本昇氏を今回は識見の監査委員ということでお願いしたいということで、それで新たに識見の監査委員になりますので、新たなという表現でさせていただいております。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（八重樫龍介君） 日程第16、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、広報公聴常任委員長から広報公聴常任委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（八重樫龍介君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、議会運営委員長から議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎令和7年度議員派遣について

○議長（八重樫龍介君） 日程第18、令和7年度議員派遣についてを議題とします。

お手元に配りました議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び岩泉町議会会議規則第126条の規定により議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（八重樫龍介君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第3回岩泉町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時59分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

八 重 樫 龍 介

副 議 長

三 田 地 久 志

署 名 議 員

大 山 幸 真

署 名 議 員

袈 地 照 夫

署 名 議 員

菊 池 孝 広
